

北太平洋及ベーリング海ニ於ケル
膾炙及臘虎保護條約



北太平洋及ベーリング海ニ於ケル臘舘及臘虎ヲ保存スヘキ最良ノ方法ヲ講究セムカ爲
 メ會谷評議シタル日本國、亞米利加合衆國及露西亞國ノ派遣委員ニ於テ該獸類ハ現行規
 定ノ下ニ在リテハ滅絶ニ歸スルノ虞アリ而シテ之ニ對シ充分ナル保護ヲ與フルニハ總
 テノ關係諸國ニ於テ國際上ノ妥協ヲ爲スノ必要アルモノト決議シタルニ因リ日本國、亞
 米利加合衆國及露西亞國ノ各政府ハ右國際上ノ妥協ヲ完成スルノ目的ヲ以テ約定ヲ締
 結スルコトニ決シ日本國皇帝陛下ハ農商務省農務局長正五位勳四等藤田四郎及東京帝
 國大學理科大學教授從五位勳六等理學博士箕作佳吉ヲ、亞米利加合衆國大統領ハ「ジョン、
 タブルユー、フオースター」ニ、チャーレス、エス、ハムリン」及「デーヴッド、スタル、ジヨルダン」ヲ露西
 亞國皇帝陛下ハ代理公使カウンシロル、チフ、ステート「グレゴアール、ド、ウォラント」及セン
 トルマン、イン、ウエーチング、チフ、ヒス、コート、カウンシロル、チフ、コート「ビエール、ボトキン」
 ナ各其ノ全權委員ニ任命セリ因テ各全權委員ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナ
 ルヲ認メ左ノ諸條ヲ協議決定セリ

第一條

締盟各國ハ本約定ノ日附ヨリ一箇年ノ間其ノ臣民及人民カ北太平洋竝ニ「ベーリング」オ
 コック」及「カムチャツカ」諸海中領域外ニ涉ル總テノ海上ニ於テ臘舘及臘虎ヲ殺戮スルコ
 トヲ禁止シ且各其ノ臣民及人民ニ對シ該禁止ノ効力ヲ全カラシムルコトヲ勸ムルコト
 ナ約定ス

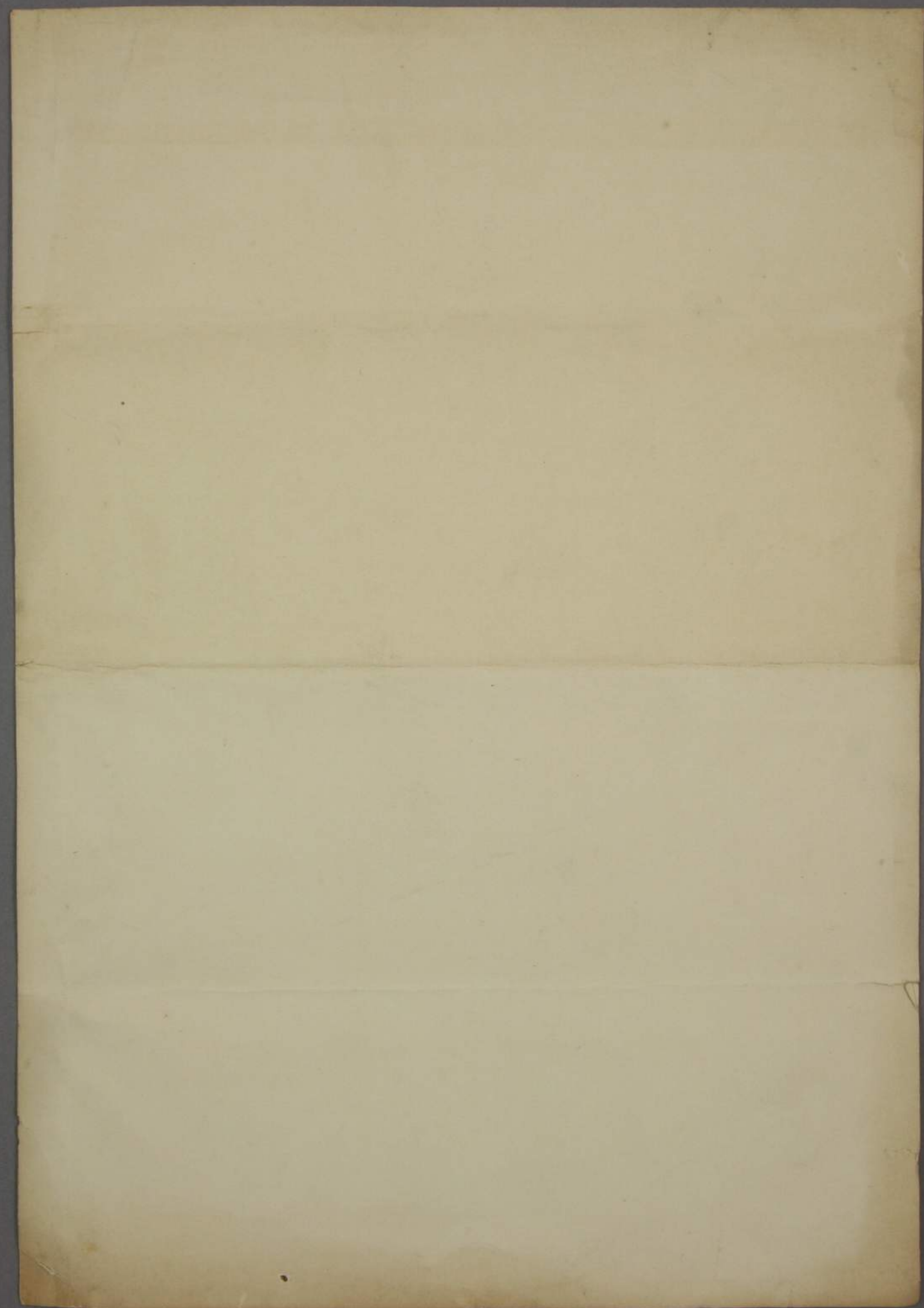
第 二 條

本約定ハ大不列顛國政府ニ於テ之ニ加盟スルトキハ直ニ實施スヘキモノトス
本約定ハ各其ノ政府ニ於テ之ヲ批准シ其ノ批准ハ今後可成速ニ協定セラルヘキ期日ヲ
以テ華盛頓ニ於テ交換スヘシ

右證據トシテ各全權委員ハ之ニ記名調印スルモノナリ

千八百九十七年十一月六日華盛頓ニ於テ英文ヲ以テ本書三通ヲ作ル

藤	田	四	郎	印
箕	作	佳	吉	印
シヨン、ダブルユー、フオースター				印
チャーレス、エス、ハムリン				印
デーヴィッド、スタル、シヨルダン				印
グレゴアール、ド、ウオラント				印
ピ	ー	ポ	ト	キ
				ン
				印



一覽後出限伯以差上移
下日方減子録印刷生來此方可
差也

農商務省用

